

越前市小中学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和 8年 3月
越前市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨・現状・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	目標・・・・・・・・・・・・・・・・	4
3	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容・・・・・・	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて・・・・	9

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市では、教職員の長時間勤務や業務の複雑化が課題となる中、令和元年8月に「越前市学校業務改善方針」を策定し、令和2年8月に改定を行いました。時間外在校等時間の把握や業務の整理・縮減、外部人材の活用、校務DXや部活動改革などに計画的に取り組み、学校現場の負担軽減と働き方改革を進めてきました。この結果、教職員の時間外在校等時間が、大幅に減少するなど、勤務環境は改善されてきました。一方、県が、令和6年度から実施している教職員WEBアンケート等からは、依然として授業以外の業務負担や人手不足、長時間勤務といった課題が残っていることが明らかになっています。

この間、国においては、「勤務時間の上限に関するガイドライン」(平成31年)や「学校・教師が担う業務に係る3分類」(平成31年)、「業務量の適切な管理及び健康確保に関する指針」(令和2年)の整理・見直しなどを通じて、学校や教師が担う業務の在り方を見直し、教員が子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することの重要性が改めて示されています。また、県においては、令和7年度から第4期の「福井県教育振興基本計画」がスタートし、「一人ひとりの個性が輝く、ふくい未来を担う人づくり ～子どもが主役の「夢と希望」「ふくい愛」を育む教育の推進～」を基本理念として、「教職員が力を発揮し続けられる学校づくり」や「持続可能な学校運営」が重視されています。なお、本市においては、越前市教育振興ビジョンにおいて、働き方改革を推進する意義や目的を明記しています。

こうした国の動きと県における取組みの成果と課題、「第4期 福井県教育振興基本計画」の方向性を踏まえ、本市では、これまで「方針」として示してきた学校業務改善の考え方を発展させ、教職員の業務量管理と健康確保に関する取組みを市全体の「計画」として整理することとしました。本計画では、国が示す「業務の3分類」の考え方も活かしながら、市としての考え方や具体的な支援の方向性を明らかにすることにより、教職員の働きやすさと働きがい高めつつ、子どもと向き合う時間や授業準備の時間を確保することにより、「子どもが主役の教育」を進めていきます。

なお、本計画は、令和元年8月策定の「越前市学校業務改善方針」を改定し、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和7年6月18日公布)に規定する「業務量管理・健康確保措置実施計画」として定めるものです。

(2) 本市の現状

本市の平成30年度の教職員の時間外在校等時間の状況は、過労死の危険性が高まる月80時間を超える割合が、小学校で2.5%、中学校で17.3%と、看過できるものではありませんでした。

そこで、本市では、令和元年8月に所管に属する学校の教職員の時間外在校等時間の上限に関する方針として、「越前市学校業務改善方針」を策定し、①月80時間を超える教職員をゼロにすること、②年次有給休暇平均取得日数を年間11日以上とすることを目標に、教職員の時間外在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできました。

こうした取り組みの結果、本市における教職員の時間外在校等時間の状況や年次有給休暇の取得状況等については、以下のとおりです。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を超える割合	月80時間を超える割合
小学校	31時間20分	24.4%	0.05%
中学校	42時間21分	45.7%	0.66%

(令和6年度勤務実態調査)

【令和6年度の年次有給休暇の取得状況】

	平均取得日数
小学校	15.4日
中学校	13.1日

(令和7年度小中学校教職員年次休暇、夏季特別休暇等の取得調査)

【令和7年度の県教職員WEBアンケートの結果】

質問内容		そう感じる・ややそう感じる
① 仕事に喜びや楽しさを感じているか。	小学校	78.9%
	中学校	77.4%
② 仕事が人や社会に役立っていると感じているか。	小学校	90.0%
	中学校	89.9%

③ 職場で気軽に自分の考えや気持ちを周りに言いやすいと感じているか。	小学校	82.6%
	中学校	72.3%
④ 職場で困ったときに、相談できる管理職や同僚がいると感じているか。	小学校	91.5%
	中学校	83.0%
⑤ どの程度、働きがいを感じているか。	小学校	7.4(10段階)
	中学校	7.3(10段階)
⑥ どの程度、働きやすさを感じているか。	小学校	6.6(10段階)
	中学校	6.2(10段階)

令和6年度勤務実態調査による時間外在校等時間は、月45時間を超える割合が小学校で24.4%、中学校で45.7%となっています。月80時間を超える教職員の割合は、ゼロにはなっていませんが、ほぼゼロに近い割合となっています。しかし、月によっては月80時間を超える教職員が数名おり、特に4月(学年始め)、5月(体育大会など)、6月(中体連大会前)、10月(校外学習など)の特定時期に時間外勤務が急増する傾向にあります。また、多様化する児童生徒の課題に応じた個別支援に係る検討や準備、児童生徒及び保護者への時間外対応なども時間外勤務が増える要因となっています。

本市は、教職員の働きがいと働きやすさを高め、風通しのよい職場をつくり、チャレンジする教職員を応援することにより、教職員が心身にゆとりをもち、子どもたちと向き合う時間を確保できるようにすることを目指しています。そして、市、県教育委員会、学校、家庭・地域が役割分担及び連携しながら、教職員が力を発揮し続けられる環境づくりを今後も進めていきます。

2 目標

本計画において達成を目指す目標は以下のとおりです。

(1)時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 か月あたりの時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。

ただし、令和11年度に向けて、30時間以下を目指す。

【小学校：75.6% 中学校：54.3%】

- ・ 1年間あたりの1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

【小学校：31時間20分 中学校：42時間21分】

(令和6年度勤務実態調査)

(2)ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇の平均取得日数を14日以上にする。

【小学校：15.4日 中学校：13.1日】

(令和7年度小中学校教職員年次休暇、夏季特別休暇等の取得調査)

- ・ 仕事に喜びや楽しさを感じている教職員の割合を80%にする。

【小学校：78.9% 中学校：77.4%】

(令和7年度県教職員WEBアンケート)

- ・ 働きがいを感じている教職員の平均評価を7.5(10段階)とする。

【小学校：7.4 中学校7.3】

(令和7年度県教職員WEBアンケート)

- ・ 働きやすさを感じている教職員の平均評価を7.0(10段階)にする。

【小学校6.6 中学校：6.2】

(令和7年度県教職員WEBアンケート)

- ・ 年度内に1度、全教職員にストレスチェックを実施する。

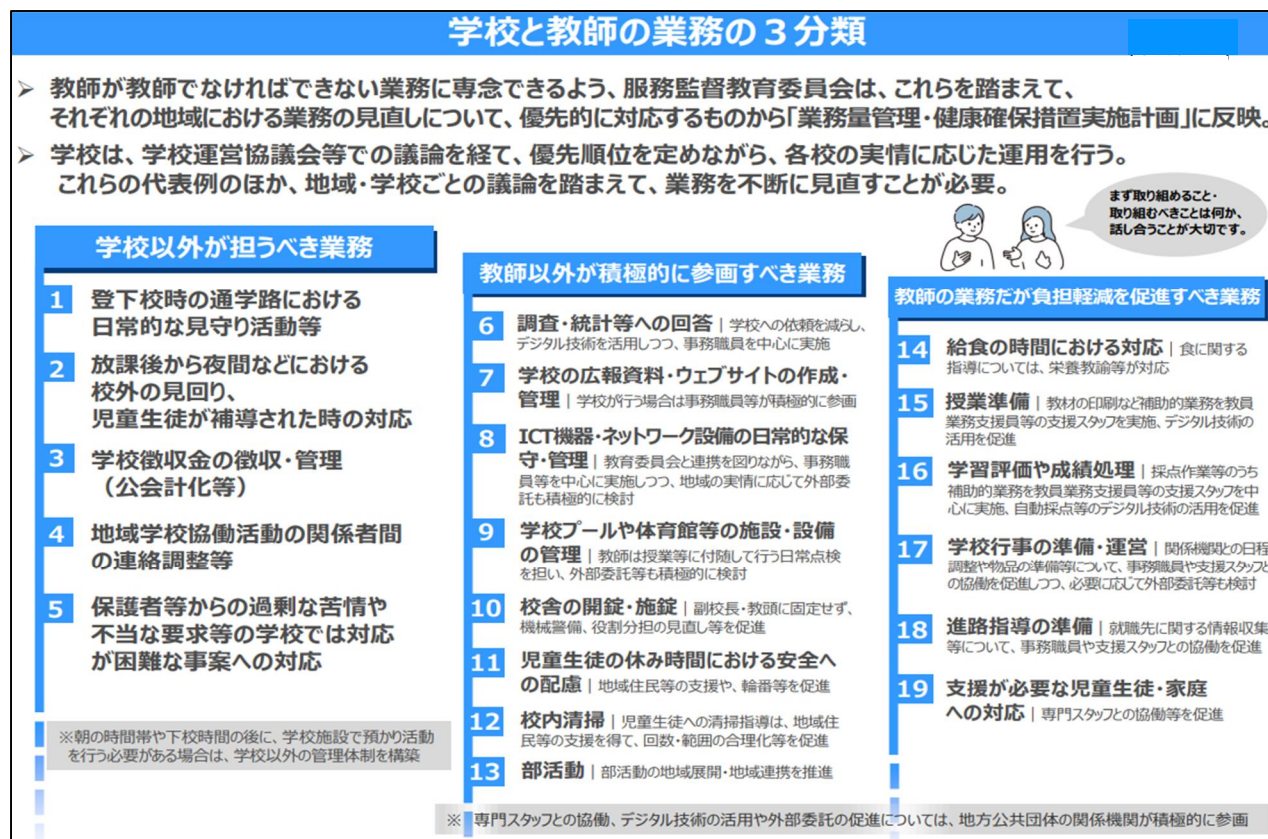
3 計画の期間

令和8(2025)年度から令和11(2029)年度までの4年間

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省による「業務の3分類」は、平成31年1月の中央教育審議会答申で整理された枠組みで、「学校以外が担うべき業務」など業務の役割分担を明確にするために示されました。令和7年8月には、最近の課題や現場の状況を踏まえ、(文部科学省『学校と教師の業務の3分類の通知名)3分類の名称や具体例が見直され、保護者からの過剰な苦情・不当な要求への対応などについても考え方が整理されています。

本市では、この3分類を踏まえて、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組みます。



出典:文部科学省『学校と教師の業務の3分類』https://www.mext.go.jp/content/20250926-mxt_syoto01-000045031_06.pdf

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

◆登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・関係団体等と連携し、地域の子どもは地域で守るという意識を高め、登下校時の見守り活動を推進する。

◆放課後から夜間などにおける校外の見守り、児童生徒が補導された時の対応

（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りについては、補導委員が巡回する「愛の一声」補導活動と連携を図る。

◆学校徴収金の徴収・管理（「3分類」③関係）

- ・学校の徴収金について、公会計化への移行を検討する。

◆保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

（「3分類」⑤関係）

- ・担当者一人に負担が集中しないようチーム学校での対応や指導主事の対応、顧問弁護士への相談体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆調査・統計等への回答、学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理

（「3分類」⑥⑦関係）

- ・生徒の学籍や成績、教職員の勤務等を管理する校務支援システムを継続して小中学校に導入する。
- ・市教育委員会からの調査において、アンケート自動集計アプリ等を積極的に活用する。
- ・欠席連絡やお便り配布等の家庭とのやりとりを行う保護者連絡アプリを活用する。

◆ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT機器の活用や教材作成を支援するICT支援員等を配置する。
- ・ICT機器やネットワーク設備の更新・保守・管理を業者に委託する。

◆部活動（「3分類⑬関係」）

- ・休日部活動「認定地域クラブ活動」の更なる地域展開を推進する。
- ・指導者確保のため、「認定地域クラブ活動指導者」人材バンクを設置する。
- ・平日の部活動については、活動時間等の適正化を図り、部活動指導員や外部指導者の配置拡充に努める。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

◆授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や自動採点技術等を活用することによって、授業準備や採点作業、成績処理等に係る事務負担を軽減する。
- ・デジタルドリル、生成AI、デジタル採点等の実践的な活用を促進する。
- ・市単独予算での学校運営支援員、教育補助員等の外部人材の配置を拡充する。

◆学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・学校行事の案内や申込をデジタル化し、ペーパーレス化により資料配布の負担を軽減する。
- ・家庭・地域・学校協議会や学校だより等で地域・保護者へ学校行事への協力を依頼する。

◆進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・ICTを活用した生徒の主体的な活動によるキャリア学習を促進する。
- ・高校のオープンスクールや受験時の教員引率から保護者引率に移行する。

◆支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒が安心して過ごせる居場所を確保するため、専門スタッフを確保し、校内サポートルームを設置する。
- ・支援が必要な児童生徒・家庭に対応するためのSC・SSWを配置・拡充する。
- ・医療的ケア看護職員、教育補助員、日本語指導補助者等を配置・拡充する。
- ・学校・家庭・地域及び福祉機関等の連絡体制を強化する。
- ・心の健康観察アプリを導入し、児童生徒の小さなSOSや心身の変化をいち早く把握することで、いじめや不登校等の早期発見・早期対応につなげる。

（2）学校における措置の促進

学校における以下の措置を推進することで、教職員が担う業務の適正化を図る。

- ・学校運営の「スクールプラン」に働き方改革に関する内容を含め、地域や保護者と現

状を共有する。また、家庭・地域・学校協議会を活用し、地域や保護者と連携しながら取組を推進する。

- ・管理職は、教職員との日常的なコミュニケーションや面談等の機会を通して、働き方改革に対する理解を促すとともに、効率的かつ効果的な業務の進め方について共に考えるなど、教職員の働き方に対する意識の醸成を図り、勤務時間を意識した働き方を浸透させる。
- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。
- ・令和8年4月からこれまでの月曜日5時間（授業時数）に加え、水曜日も5時間とすることから、月あたり4時間の時間外在校等時間の縮減が見込め、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することができる。
- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

（３）教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超えた教職員と校長が面談を行い、教職員の健康管理に努める。なお、校長は面談の状況を市教育委員会へ報告することとする。
- また、1か月あたりの時間外在校等時間が80時間を超える状況が改善しない場合は、市教育委員会が直接当該職員と面談し、校長に対して状況の確認及び指導をする。
- ・11時間を目安とする勤務間インターバルの確保に取り組む。
- ・ストレスチェック実施後の集団分析の結果等も活用し、職場環境の改善を推進する。また、高ストレス者を対象とした医師との面接指導を勧奨する。
- ・定期健診の確実な実施及び再検査対象者への受診を勧奨する。
- ・心身の健康維持のため、まとまった日数での年次有給休暇を取得するよう推奨する。
- ・県のメンタルケア相談員を紹介し、メンタル不調者への早期対応、継続サポートを推進する。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、市全体の状況を毎年度市のホームページで公表するとともに、教育委員会定例会及び総合教育会議において報告することとする。
- ・時間外在校等時間に係る目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェック及び県の教職員WEBアンケートの結果から把握する。
- ・市教育委員会は、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている学校や業務の持ち帰り等が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組みが進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行う。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、家庭・地域・学校協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組みを実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体的な項目について協力を得られるよう取り組む。